

第三者認証制度の概要

平成 16 年 6 月 10 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室

医療機器に係る「カテゴリー」と「安全対策」の見直し

現状と改正後

国際分類	リスクによる医療機器の分類	
クラスI	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが極めて低い</u> と考えられるもの (例) 体外診断用機器、鋼製小物、X線フィルム、歯科技工用用品	
クラスII	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが比較的低い</u> と考えられるもの (例) MRI、電子式血圧計、電子内視鏡、消化器用力カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金	
クラスIII	不具合が生じた場合、 <u>人体へのリスクが比較的高い</u> と考えられるもの (例) 透析器、人工骨、人工呼吸器、バルーンカテーテル	
クラスIV	患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、 <u>生命の危険に直結する</u> 恐れがあるもの (例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステント	

EU 制度概要 FDA 制度概要

	EU 制度概要	FDA 制度概要
クラスI	承認不要	承認不要
クラスII	第三者認証制度	承認必要
クラスIII	監査審査あり	
クラスIV		

現行薬事法

	販売規制	製造規制
一般医療機器	販売業の届出不要	製造承認不要
管理医療機器	販売業の届出制 (※参照)	
高度管理医療機器		販売業の許可制の導入

改 正 後

分類	リスク	販売規制
一般医療機器	極めて低	販売業の届出不要 元売承認不要
管理医療機器	低	販売業の届出制 (※参照)
高度管理医療機器	中・高	元売に係る大臣承認

注) 例示している製品は、国際分類を踏まえて分類。なお、最終的に何処に分類されるかは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣が定める。このほか、医療機器には賃貸業があるが、薬事法上の規制は販売業同様であるため、この表では標記を省略。

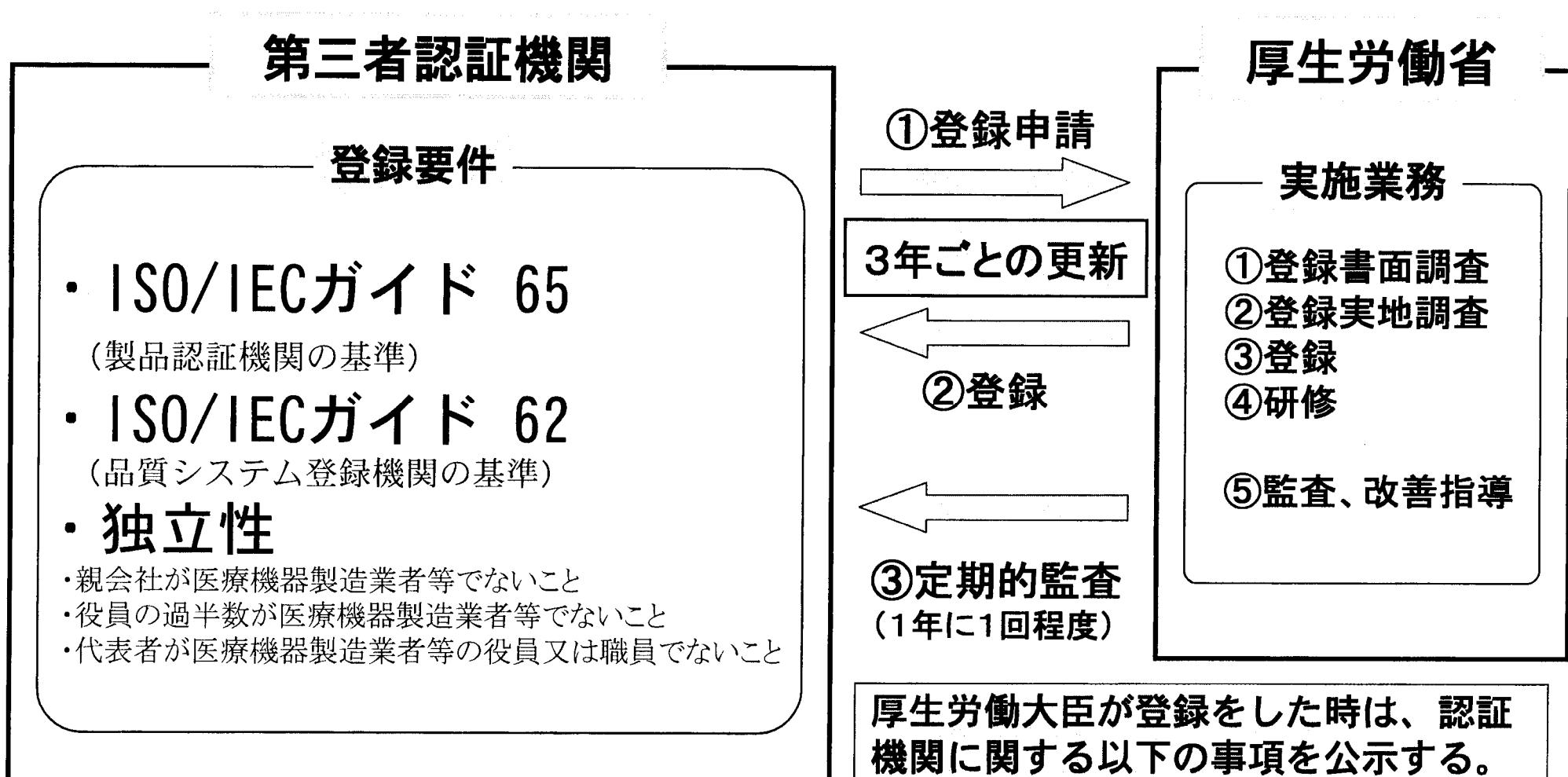
※) 特定保守管理医療機器については、高度管理医療機器同様販売業は許可制とする。

体外診断用医薬品のカテゴリーと承認制度

分類	定義	現行				改正後		
		米国	EU	医療用・一般用	要件	医療用	一般用	基準
低リスク	<p>診断情報リスク(確定診断に与える寄与)が比較的低いと考えられる測定項目を測定するもの。</p> <p>1. 較正用標準物質があり、自己点検が容易なもの(約130項目) (例) GPT, GOT, ALP, グルコース、LDH, HbA1C, IgG, コレステロール、エストラジオール</p> <p>2. その他(約300項目) (例)Hb, Ht等血液形態学的検査、抗Sm抗体等自己免疫測定</p>	届出不要	事前届出 510(k)	自己認証	GMP適用除外 大臣承認	承認不要 (自己認証)	第三者認証	体外診基本要件 較正用標準物質
その他 50項目	<p>診断情報リスクが比較的大きく、 情報の生命維持に与える影響が大きいと考えられるもの。及び新測定項目</p> <p>(例)癌、HIV、HCV等感染症診断薬、NAT等遺伝子診断薬、細菌学的検査</p>	承認	第三者認証			大臣承認		体外診基本要件 相関性基準 (既存品との相対比較試験)

注：米国における一般用は、事前届け出であるが、通常の医療用の申請に比べ、添付文書や性能に関する要件が上乗せ的に定まっている。欧州においては、血糖測定機器等一般用機器は、第三者認証の対象とされている。

第三者認証機関の登録、監督システム



厚生労働大臣が登録をした時は、認証機関に関する以下の事項を公示する。

- ① 名称・住所
- ② 登録業務を行う事業所の所在地
- ③ 認証業務を行う範囲
- ④ 登録をした日

第三者認証制度における個別品目の認証フロー（医療機器）

